

『新編武蔵風土記稿』に記載される戦国時代の地侍たちとその子孫の動向2

加藤光男

はじめに

本稿は、平成28年度に埼玉県立嵐山史跡の博物館で開催した企画展「戦国時代を生き抜いた武将たち」を開催するにあたり、『新編武蔵風土記稿』をもとにして行った予備調査の成果の一部を報告するものである。

北武蔵(埼玉県域)は、天文15年(1546)の河越合戦以降、天正18年(1590)の小田原合戦の終焉に至るまで、小田原北条氏の動向に大きく左右された。このなかで、小田原北条氏は、河越城を直接支配し、河越領に隣接する太田氏(岩付城主)・成田氏(忍城主)・上田氏(松山城主)らを他国衆として取り込み、北条氏康は息子を藤田氏の娘と婚姻させることで鉢形領を掌握するなど支配領域をひろげていった。しかし、天正18年の小田原合戦の敗戦後、河越城代であった大道寺氏、小田原北条氏の支城主であった成田氏や上田氏などの国衆たち、岩槻城主太田氏房・鉢形城主北条氏邦は、それぞれの道を歩むことになった。その動向は、『新編埼玉県史 通史編』をはじめ、各自治体史で明らかにされている。

いっぽう、国衆または小田原北条氏の支城主に与していた地侍(地衆)たちの動向については、自治体史で個別に扱われているに過ぎない。また、これらの者たちの子孫が、江戸時代にどのような役割を果たしていたのかについては、詳らかではない。

そこで、本稿は、『新編武蔵風土記稿』(以下『風土記稿』と略称標記)を典拠として、武蔵国における戦国時代の地侍(地衆)の動向を紹介することを目的とする。

今回は、『風土記稿』に記載されるうち、新座郡・足立郡・大里郡・男衾郡・幡羅郡・榛沢郡・那賀郡・児玉郡・賀美郡・秩父郡における動向を紹介する。残りの埼玉県域分である入間郡・高麗郡・比企郡・横見郡・埼玉郡については『紀要』第11号・2018年に掲載している。

『風土記稿』は江戸幕府が編纂した地誌であるが、その中には、旧家者に対する項目がある。編纂するにあたり、地元に残された古文書や、家に伝来する系図や家記などを調査し、資料批判を行ったうえで記述していることが伺える。今日では、修正が必要な箇所も散見されるが、失われた文書も多く採録されていることから、根本史料としての価値は変わらない。

今回は事例の提示に留めるが、次回は全体像を示したのち、考察を試みることにする。

別表に関する凡例

- (1)雄山閣本を底本とした。
- (2)巻数-頁は、収録した記事の記載箇所を示す。7-84とは、雄山閣本の第7巻・84ページであることを示す。
- (3)村名は底本のままとした。カッコを付した市町村名は、平成30年度時点での自治体名である。
- (4)収録名称は、引用した内容が記された箇所の項目名を示す。
- (5)記載内容は、文体はそのままとしたが、読みやすくするため、適宜、平仮名を漢字に、旧漢字を現用漢字または平仮名に置き換えた。また、原文にはない句読点を施した。

※ 戦国時代の地侍などの系譜と比較するため、『風土記稿』に収録された中世に関する記事も含めて採録している。また、江戸時代における事項も、なるべく収録することに努めた。

新座郡

巻・頁	村名	収録名称	記載内容
7-84	浜崎村 [朝霞市]	旧家 喜平次	先祖を池田内蔵介と称して、この地に久しく住みたる侍なりしが、この村開墾の頃より、名主となり、今の喜平次に至るまで、世々村長を勤む。中頃までは武器を持ち伝えたりしが、土民の用なきものなれば、いつとなく紛失せしという。
7-98	上新倉村 [和光市]	旧家 彦太郎	村内原新田に住する百姓にして、鈴木氏なり。久しくこの地にあるよし。家の系図を藏せり。そのなかに載するところは疑うべしこと多くして、採用にたるものとも見ゆざれど、いかさまにも古色のものにて、その奥書に彼が先祖・鈴木若狭守光利より、その一子・隼人正利国へ、文禄4年乙未4月15日譲りしよし見ゆ。また同日、高倉大納言より賜いし添状といふものあり。その文にいふ。《中略》 これによれば、故ある者なることを知るべし。北条家、天正2年の文書に、三保谷郷検地のことにつき、梅沢将監・鈴木隼人訴えしこと見えたり。この隼人、もし利国ならんには、三保谷郷の地頭なりしが、されど別にたしかなるところなければ、今より考へからず。この彦太郎が宅地の脇、畠中に新倉松といふものあり。一名二影松といふ。古松は枯れ、今の松はわずかに100年にも及べりと思わる。高さ1丈5尺。南西2丈5尺、南北2丈8尺あまり。その枝をおおいしさま、絵にかけるごとく、野外の松と異にして見るに、人の目を喜ばしむれば、いつの程よりか称してかく唱えなり。その余、土の説もあれども採るべきものなし。
7-108	橋戸村 [和光市]	旧家 忠右衛門	庄氏なり。先祖・和泉守藤原秀永、足立郡新曾村観音寺に隠居し、しかもかの寺を中興・開基し、寛永17年に死せり。これより前のこととは伝えざれば、知るべからず。按するに庄氏は、武藏国七党の内・兜玉党にて、庄太夫家弘より出づ。家弘が子を庄権守弘高といふ、その子・庄太郎家長なり。家長は【保元物語】・【吾妻鏡】などに事蹟もあらわれ、当国の住人にては、ことに類属も広かりなり。この庄氏もそれが子孫なるべけれど、今その詳らかなることを知らず。和泉守秀永といふは、北条家臣・庄式部少輔の一族などにや。同家・太郎右衛門は今も新曾村に居住す。忠右衛門の家はいつの頃かここに移り、それより累世この村に居れり。古文書4通を藏せり。その文、左のごとし。

足立郡

巻・頁	村名	収録名称	記載内容
7-143	堀之内村 [足立区]	旧家 阿出川幸之進	先祖を越前守とて、小田原の北条氏に仕えしが、かの家没落の後は、当所に来たり住すとのみいい伝えり。今も子孫、郷士と呼びて、苗字を称し、帶刀せり。このところ阿出川氏の者、宮城村にあれば、その条あわせ見るべし。
7-189	原村 [川口市]	旧家 七兵衛	氏を平岡と称す。家譜および古文書を藏す。その譜によれば、この家、山内の上杉より出たり。上杉憲房が子・憲寛が時に至り、二男某、家名を鶴岳と称せしが、その孫・対馬守義政、平岡氏に改めしより、3代の孫・七兵衛光長、当村に住せし後、子孫連綿して、今の七兵衛まで、7代ここに住する由を載す。されどこの家系全く後人の手に成しものにて、ことごとく信すべきものにあらず。按するに系譜に載たる憲寛が次男は鶴岳三郎左衛門といひしにや。この人、末に出せる文書によれば、永禄の頃、下総国小金の城主・高城下野守胤辰に仕え、同国葛飾郡矢切村を領せし人と見ゆ。また、その後は、太田三楽の家人となりしにや。資正が文書に、平岡孫六殿と載せたるあり。この孫六は前に出たる義正が子にして、家系には孫六郎義行と見えたり。当時のものなりとて、朱札の具足1領、阿字の捺物および古文書などを藏す。これらによりても古き家なることは知るべし。されどこの家、一度御当家へ召し出され御代官など勤めしが、のち故ありて、子孫当村に土着せしにや。寛永11年、酒井因幡守へ甲州において1000石賜りし時、御勘定奉行より、同国を支配せし御代官へ出だせし証状あり。その宛てに平岡二郎右衛門・同七兵衛・松木七郎兵衛と見ゆ。これによれば、当村に来たり住するは、宝(ママ)永より後なるべし。所蔵の文書の文に。
7-201	立野村 [川口市]	旧家 七郎右衛門	世々、里正にて土屋を氏とす。先祖は甲斐の武田に仕えたる者と言ひ傳うれど、前の陣屋跡にも記すごとく、赤山領長蔵新田の伝えによれば、北条氏の家人・藤波和泉守が子孫なりしに、後年、土屋氏の人を養子とせしより、今の氏に改めし由なり。家に古き鎧2筋、長刀1振、刀2腰、重藤の弓1張を藏せり。

7-207	古千谷村 [足立区]	旧家 権蔵	村の名主にて花井を氏とす。はじめは真野を氏として、祖先・真野日向守梅敷は、村内全学寺の開基にて、延徳2年に卒し、また花井肥前守正義も享禄3年淨光寺の開基なり。家系を伝えざればその余を詳らかにせず。その後の祖先は当所を開墾し、御入国の頃は内蔵助とて御遊獵のたびごと御前へ召され、御鷹野菰御船の圍立菰・御手荷菰また笹目茅とて、郡中草加野より多く真菰を刈り出し、御鷹のよせを作り、その余りの茅菰のことまで奉り、年々献じたるをもって、神祖より御鷹の絵、御鷹菰8枚賜りしとて、今も蔵せり。また、御蔵の萱、御畠菰、大坂御陣の時、染物などを奉り、代錢を賜いし時に、流し方を時の奉行へ書出せし書付に、辰7月19日とあるは、元和2年なるべし。その後も牧野金助・伴野六左衛門より、かの茅菰のことを達せし書付あり。のこと元禄のはじめまで奉りしが、重ねて命あるべしとて、後にはその事やみたり。その子・内蔵助は小兵衛と改む。この一族の内、旗下の士に召し出されし者ありといふ。安永3年、御鳥見より家筋の尋ねありし時、津田七藏および伊奈半左衛門へ先祖の由緒を記して出せしといふ。
7-213	鳩ヶ谷宿 [川口市]	旧家 喜市	名主を奉わり、問屋および本陣を兼帶せり。氏を船戸と号し、先祖を大学助といふ。天正12年4月、故ありて紀州高野山に至り、出家して道隣と号すといふ。その余の事実は詳らかならず。古文書2通を蔵せり。今、按するに比企郡越畠村の民・五兵衛という者、船戸大学が子孫なりといふ。その祖先は左兵衛督成氏より出たり。成氏の孫・氏経、船戸左近と称す。これより世々船戸をもって氏とせり。その孫・大学は、元亀元年に卒せし由を伝う。これ喜市が先祖とは別人なるべけれど、その一族などにてもあるべし。
7-229	上戸田村 [戸田市]	旧家 惣五郎	氏を金子と唱う。本姓は桃井氏にて播磨守の子孫なりといふ。或いは桃井が家人の子孫なりともいふ。家系および記録なども伝えず、証とすべきことはなし。ただし桃井に所縁のある者、折りにふれ尋ね来ることありといえり。今、世に伝うる桃井家譜によれば、その祖先は足利義兼の4男遠江守義胤なり。この人はじめて氏を桃井と号す。播磨守直常は、すなわち義胤が子孫・六郎貞頼(或いは直頼)が子にして、宮方に属し、貞治5年、越中国にて討死せしといふ。この人、南北朝戦争の頃、武名を顯わせし事は【太平記】・【南方記伝】などにも見えたり。されど当国に來たりしことは所見なし。直常が子を中務少輔直和といふ。これより後のこと、系譜に載せざれば、今より考うべからず。思うに父・直常討死の後、当国に潜居せしにや。村内多福院および海禅寺の過去帳に、桃井播磨守慶雲印久岳桂公、天正12年4月2日、同播磨守瑞鳳院月峯光公、天正17年9月10日、播磨守・同室明鏡院嘉溪寿永大姉、文禄元年10月9日、桃井大学正智院源賢大禪定門など載せたれば、子孫當所に住せしことは明らかなり。されど、惣五郎をこの子孫なりというはうけがたし。海禅寺の過去帳に、青泊昌見、寛永10年11月17日、桃井、これより金子になる。金子豊後と見ゆ。これによりて、桃井の子孫といふにや。惣五郎に限らず、この辺、金子氏の者、数多くあれば、金子は自ら別なるべし。ちなみにいう、農民・太郎兵衛・弥右衛門の2人も、先祖は桃井氏の家人なりといえど、これも詳らかなることを伝えず。
7-244	浦和宿 [さいたま市 (浦和市)]	浦和宿	当所の名主・権兵衛が所蔵の天正18年浅野彈正少弼の制札に《中略》とあれば、その久しく絶えざること知るべし。このほか同人の家に伝えし北条家、また太閤より出せし文書3通あり。これみな当所にかかりしものなれば、その文、左に出せり。
7-251	辻村 [さいたま市 (浦和市)]	旧家 彦吉	村の名主なり。氏を天野といふ。その先祖は岩槻の太田氏房に仕えしに、天正18年落城の後、流浪して当所に土着せしといふ。されど家系を失いたれば、詳らかなる事を知らず。今は文書2通を持ち伝えて旧家の証とす。その文、左に。
7-251	文蔵村 [さいたま市 (浦和市)]	文蔵村	この村、いにしえの領主を伝えざれど、村民・茂左衛門が蔵する文書に。《中略》これ天正13年、岩槻の太田氏より出せし文書なるべし。また近村駒場村蓮昌寺の伝えに、開基二階堂右衛門督資朝は、天正18年小田原落城後、その旧領たるによりて、文蔵村に落ち来たり、ここに10余年居住し、のち所縁につきて駒場村の内・本丸といふ所に移住し、仏門に入り、寛永16年に卒せしといふ。
7-259	下木崎村 [さいたま市 (浦和市)]	寺院 正樹院	《前略》開基は細谷三河守にして、大永元年正月24日草創せりと。この三河守は北条家の家人にして、【小田原役帳】にも見え、また南下谷村大行院蔵するところの文書に、慶忠より三河守への返書あり。その文をもって考えれば、この辺の守護職と思わる。《後略》
7-264	三室村 [さいたま市 (浦和市)]	神主 武笠外記	佐伯姓なり。先祖は、天正18年、岩槻へ籠城して、討死せりといふ。されど系図・記録などもなかれば詳らかならず。北条家よりの文書2通を蔵せり。その文は後に載す。また社家2人、内田数馬・武笠常右衛門といふ。その内、常右衛門は村の里正も兼ねる。

7-265	三室村 [さいたま市 (浦和市)]	神主 武笠典膳	荒川次郎九郎より起立の文書、ほかに中村弥右衛門・熊沢彦兵衛より、この家へ与えし文書2通あり。ひとつは伊勢宮事次郎九郎、定の通り相違なき由の文書、寅正月21日とあり。いつの寅なるを知らず。ひとつは、伊勢宮領・米野原丸並山林など所務可致うんぬん、慶長元年とあり。次郎九郎よりの文書は左に載す。
7-266	大田窪村 [さいたま市 (浦和市)]	大田窪村	《前略》天文・永禄の頃、村内にて1貫文の地を千葉氏領せし事【小田原役帳】に見えたり。今、村内・弥五郎といえる者、千葉に所縁ありとて、千葉を氏とせり。されど家系もなく、考うべきなし。それが所蔵の文書、左に載す。
7-335	沖之上村 [上尾市]	旧家 権左衛門	友光を氏とす。先祖・三郎四郎、隣村弁財村昌福寺を開基し、永正7年12月4日卒す。法号・大山知庵主、その子・宮内、永禄3年8月5日卒す。法号長山常久居士、その子・将監は小田原北条家に奉仕し、天正17年11月13日卒す。法号安室穏秀居士。その子新三郎、慶長12年10月20日没す。法名・清雲淨智居士。この新三郎より7代連綿して、この地に住し、今の権左衛門に至るという。されば慶長後、土着せしに似たれど、元祖・三郎四郎、弁財村の昌副寺を開基し、永正年中卒といえれば、この頃よりこの辺に居りしこと知るべし。北条家より与えし古文書1通を家に蔵す。その文中、大谷郷給衆とあれば、その頃すでにこの地の郷士にして、大谷領を給地とせしならん。その文、左のごとし。
8-5	鴻巣宿 [鴻巣市]	旧家 三太夫	小池氏なり。畠山尾張守政長の幕下本国紀州日高郡小池の領主なれば、すなわちその地をもって名とせるなり。享保元年・同13年の両度に書き上げし由緒書をこの家に蔵せり。そのあらましに先祖・主計助は北条氏茂に仕え、豆州廃(ママ)向の時、その手に属し、相州小田原に居住し、その子・長門守故ありて、当国岩槻市宿に居り、功労あるにより、鴻巣領の内、原地を砦に築き、天文20年9月朔日、かの市宿よりこの所へ來たり。市宿新田と名付けり。のち東照宮小田原御陣のこと終わりし後、御鷹狩として忍城中へ御成の時、先祖・隼人助御迎えに罷出、御案内をなせしに、その時、居宅御旅館となり、御所持の御扇子を下され、今より後、これをもって定紋となし、小十人格の郷士となり、御軍役を心得べき由、その頃、隼人助居宅の地へ御殿御建て、そこをば隼人助守り奉れり。その頃武器の類をも賜われり。隼人助が子・三郎左衛門は多病なれば、弟・加藤喜兵衛・大塚将監なる者次いで、御殿の守りをなせり。それより後、度々、この辺へ御遊獵ありし由、日光御社参還御の時も御旅館となりしことあり。その時も御目見え許され、御紋付の御袴および白銀を賜われりといふ。また文書4通を蔵せり。その内、永禄5年の文書は、紙性墨色その時のものとは思われされど、その文はしばらく、左に載す。
8-6	鴻巣宿 [鴻巣市]	勘右衛門	深井氏なり。もとは長尾氏なりしが、先祖・深井六郎次郎景高、郡内深井村にて生まれし故に深井を氏とせり。子・深井対馬守、当国岩槻の城主太田源六郎氏資に仕え、故ありて再び本郷深井に引き籠り、当所の内・宮地および生出塚・深井などの内にて300町余りの地を開発し、永禄年中、鴻巣市宿村を往還の駅場に取り立てし由。これらのこと三太夫が家に伝うると、年代合わざることは村名の条に弁ぜり。東照宮この亭へ御立寄の折、対馬手製の茶を奉りしに御気色宜しく、よって後も年毎に新茶を奉りしが、茶園枯れしより、その代わりとして、今は永錢を奉るといふ。また宅地の内に將軍塚といふ。東照宮御腰を掛けさせられし所なるよし。そこに社あり、すなわち東照宮を祀り奉りたれど、はばかって八幡社と唱えり。その傍らに觀音堂あり。かつ文書2通を蔵せり。左に載す。
8-8	上谷村 [鴻巣市]	旧家 弥七	立川を氏とす。前に言える石見守が子孫なりといふ。立川は武藏七党の内・西党に見えたり。子孫・宮内少輔照重は、小田原北条に仕え、天正の乱に滅亡せし者にて、多摩郡柴崎村普濟寺境内は、この照重が墨跡なりと、かの寺の伝えに残れり。思うに石見守は照重の一族にして、岩槻の城主太田氏の旗下に属し、天正の乱に没落して、当村に土着せしものなるべけれど、家系を伝えざれば定かなることは知らず。普濟寺の条、合わせ見るべし。
8-12	上宮内村・ 下宮内村 [北本市]	旧家 彦兵衛	大嶋氏にて代々内藤某の里正を勤む。家系を伝えたれど、破裂せる所ありて、全きものにはあらず。その内、大膳亮久家なるものあり。本国伊豆を領して大嶋に住し、永正・大永の頃、小田原北条に属して、武州に住し、しばしば勳功あり。よって永禄7年甲子の感状を賜えるは後に載す。その外、鑓2筋を持伝えり。これも後に載す。かつその頃は鴻巣領宮内村に居住せりと。久家子無くして、土佐守善久の三男を養子とす。これを大膳亮重富といふ。岩槻城主太田十郎氏房に従えり。御入国の後、大嶋大炊介および大膳亮・矢部新左衛門・同兵部・小川図書などの5人帰國御暇の書を賜われり。その書は大炊介が子孫・勇蔵が家に蔵せり。なお、後の条、照らし見るべし。

8-13	上宮内村・下宮内村 [北本市]	勇蔵	これも大嶋氏にて旧家なり。前に載せたる彦兵衛が本家なりという。系図などは伝えず。文書5通あり。左に載せり。
8-19	南下谷村・中下谷村・北下谷村 [鴻巣市]	旧家半兵衛	世々、中下谷村の里正にて矢部を氏とす。先祖は岩槻の城主太田氏の家人にて、鴻巣七騎と唱えしその一人なりといふのみにて、詳らかなることを伝えず。なお中丸村と合わせ見るべし。元和9年、伊奈半十郎より与えし、新田開発の書付を藏せり。左に載す。
8-21	下中丸村 [北本市]	旧家幸左衛門	加藤氏なり。先祖は小池長門守が二男加藤修理亮宗安なる由。長門守は岩槻城主太田氏の臣なりしが、かの家没落の後、長男は鴻巣宿に土着す。今の小池三太夫の先祖なり。二男は当所に住し、故ありて外戚加藤氏をもってこの家の氏とせり。すなわち鴻巣七騎の一なりと。されど近来殊に零落し、家系および所蔵の記録を失い、今は朝夕の煙りさえ微かに立てるさまなれば、総てのこと知るべからず。
8-22	上加納村・下加納村 [桶川市]	旧家勘太夫	木下氏にて下分の名主なり。先祖は岩槻太田氏の旗下・鴻巣七騎の一なりといふ。また上分に茂七といえるあり。この家の分かれにて、これも鴻巣七騎の一なりといふ。されど二氏ともに家系を失いたれば詳らかならず。この家の宅地に天王社・勢至堂あり。茂七が宅地にも観音堂あり。
8-25	上常光村・下常光村 [鴻巣市]	旧家七兵衛	河野氏なり。隅切角の内に三の字を紋とす。代々上分の名主を勤む。先祖は五郎左衛門といい、慶長の頃よりここに土着せしと。いにしえは岩槻太田氏の旗下にて、鴻巣七騎の内・河野和泉守が裔なりと、五郎左衛門はその子にや。村内水川社の棟札に河野五郎左衛門の名見えたり。河野氏の來由を書しものを伝えり。何人の書なりや詳らかならず。その文面は古色なれど、採用益なければ漏らしぬ。
8-28	上生出塚村・下生出塚村 [鴻巣市]	旧家源右衛門	深井氏にて、先祖は深井対馬守という。岩槻太田氏に属せしが、没落の後、深井村に来たり住居し、御入国以後、鴻巣の内・宮地に屋敷を賜りしと。今も深井勘右衛門とて宮地に残れり。この源右衛門は、すなわちその分家なり。故に家系・事蹟、勘右衛門の条に委し合わせ見るべし。今、源右衛門は野廻り役を勤めて、月俸2口を給う。文書3通を藏せり。左に。
8-29	箕田村 [鴻巣市]	箕田村	鎌倉極楽寺寄付状の内にも出たり。その文に。《中略》その後、康正の頃、上杉民部大輔道昌、箕田郷の内・河連村を鶴岡八幡社領に寄進せしことは、すでに川面村の条に記せり。また比企郡八ツ林村の民・道祖土氏の藏する天正12年の文書に、箕田郷の名見えたり。その文、左に載す。
8-36	寺谷村 [鴻巣市]	旧家直右衛門	吉田氏なり。先祖は小澤杢之進とて、成田下総守が家人なりしが、天正18年の戦争に武門を棄て、幡羅郡四方寺村に住す。のち大河内金兵衛に所縁ある故に、金兵衛杢之進が次男・孫三郎に命じて当所を開墾せしとなり。またいかなる故にや、この頃より氏を吉田と改めしといふ。今、直右衛門が菩提所に金兵衛が碑を建つるは、当所を開墾の懸令なればにや。
8-39	榎戸村 [鴻巣市]	旧家半十郎	村民にて眼療を業とせり。氏を横田という。いにしえは陸奥国会津郡の民なりしが、寛永11年当所に来たりて土着せり。その家系を観るに、山内五郎左衛門尉俊綱が後胤にて、俊綱より6代・横田兵部大輔俊治、はじめて横田を氏とす。その子・刑部大輔頼俊は、また山内を称せり。この人より6代・山内越中守俊泰の次男を横田左馬助光弘という。これ半十郎が祖先なり。それより左馬助長房・左馬助光房・丹波守隆房・安芸兵庫善九郎など連綿と記したれど、事蹟・年代など全て詳らかならず。ただ、善九郎は天正18年、流浪せしよ見ゆれど、いずれに仕えしことは載せず。それより後は全て伝えを失えり。また祖先の持ちし物とて鎧1筋を藏す。
8-43	中野村 [鴻巣市]	旧家郡次	金子を氏とす。村の名主なり。相伝う金子十郎家忠の後胤・越前守某およびその子・中務丞、岩槻太田氏の旗下なりしが、没落の後、慶長年中、中務丞民間に下り、当村を新開すといふ。されど家系・記録など伝えざれば詳らかならず。太田氏より出だせし文書3通を所持せり。その文、左のごとし。《中略》また中務が着せしといふ鎧も持ち伝えしが、後年分家の者へ分かち与えしとて、今は僅かに袖およびちぎれし草摺など残れり。鉄と革と一枚交わりの本小札にして、緘は染色さめて確かに見えわかねど、緋糸にもあらんかと思わる。また佩刀1腰あり。鎧深くして鉄色は見えず。全体の作りは、もっとも古色なり。鎧は鉄にて瓢の実葉をえり透かせり。

8-50	高尾村 [北本市]	旧家 善次郎	元は菊地氏にて、いずれの頃よりか新井を冒せり。先祖を菊地豊前という。その子・大炊助・図書・隼人などいあり。これら卒年を伝えざれど、豊前が200年の追福を寛保2年に行いしといえ、天文年中の事なることを知らる。成田分限帳に、菊地図書10貫文を知りしこと見ゆれば、すなわち豊前が子なるにや。旧記を失いたれば、詳らかなることは考うべからず。
8-61	畔吉村 [上尾市]	旧家 弥市	代々名主を勤む。先祖を井原土佐守政家と称し、岩槻の十郎氏房に仕えしものなるが、落城の時、討ち漏らされ、当所に来たり住せりとい。されど徳星寺に蔵する文書によれば、落城以前よりここに居りしにや。系図・旧記なども無ければ、その詳らかなることを知らず。近村・町谷村の民・金右衛門も井原氏にて、先祖・主税助へ与えし太田氏房などの文書数通を蔵し、また与野町にも平八という者、同氏にて旧家の由いえば、かたがたこの辺に井原氏の久しく住居せしこと知るべきなり。
8-101	植田谷本村 [さいたま市]	旧家 勘太夫	世々、名主を勤む。藤九郎盛長が子孫にて、いにしえは足立氏なりしを、のち小嶋と改めたれど、家の紋はなお、いにしえに従いて、日の丸を書きたる五本骨の扇をつけるよし伝えたり。されど盛長が子孫にて、足立を氏とすというはおぼつかなし。はじめにも記すごとく、治承の頃、足立右馬允遠元、当郡を領せしなれば、恐らくは遠元が裔なるべし。大系図・武家評林などに、遠元を盛長の弟・安達民部丞遠兼が子とするは、安達・足立唱えの同じきより誤り記せしならん。家系を閲るに、元祖より19代の孫・宮内少輔正重の時、小嶋と改め、これを中古の祖とい。この正重、永正5年9月朔日没し、村内林光寺に葬り、謚して道徳院と称すといえば、小嶋氏を名乗りしも古きことなり。家に琉球人日光登拝の時、伊奈半十郎よりこの辺の領主へ人馬の役を割り付け達したる書状を蔵す。《中略》殊に屋敷の内に古社もあれば旧家なることは論なかるべし。また勘太夫が宅地はすなわち先祖の在城せし跡とい。今もなお四方に堀を廻らし、北の方には大沼をひかえ、すこぶる要害の地なれば、上古のことはしばらく置いて、中葉なる人の居住せしは疑うべからず。また、家に来国俊の刀および先祖の用いしとい鞍・長刀・鎧・刀・脇差など数十種を所持なせり。
8-106	土屋村 [さいたま市]	旧家 庄左衛門	世々、名主を勤む。氏を永田と称し、先祖を市太夫可清とい。三州押鶴村の産にて、天正3年長篠の役に、伊奈が手に属して戦功を顯わし、その後御入国の砌、備前守忠次に従って当国に移れり。忠次命を蒙り、関八州を指揮し、所々の長堤を築きて水利を導き、あまたの新田を開きしも、可清が功、莫大なり。よつて忠次願い上げて、東照宮に拝謁せしむ。それよりいよいよ勤労して、専ら水利・農耕のこと心をつくせしが、ついに老耄におよびければ、当所に引き籠り、慶長19年2月26日病で卒す。謚して薰宅道誉とい。すなわち遺言によりて村内に一寺を創建す。道香院これなり。可清が子・八兵衛可次、またよく父の業を継ぎて《以下省略》
8-127	町谷村 [さいたま市]	旧家 金左衛門	井原を氏とす。先祖を主税助と号し、岩槻の太田家に仕えしとい。系図・旧記などを所持せざれば、その詳らかなることを知らず。ただ家に古き文書を蔵す。また郡中・畔吉村の旧家・弥市が先祖・井原土佐守へ太田氏房より与えし文書あり。与野町にも井原平八という者、旧家なる由いえば、これら皆一族にして岩槻落城の後、この辺に来任せしものなるべし。その文書の文、左のごとし。《中略》これ以下3通は当家に預からざる文書なれど、当時同じく北条家に仕えて賜りしものなれば、その縁によりてこの家に蔵するなるべし。よつてここに付録す。《以下略》
8-136	下笛目村 [戸田市]	旧家 太郎左衛門	池上を氏とす。村の年寄役なり。橋樹郡大師河原村の名主・太郎左衛門と同家なりとい。慶長4年、先祖・池上采女へ伊奈備前守より贈りし書あり。その文に。《中略》これらにても古くより当所に居りしこと知らる。されど家系を失いたれば其詳らかなることを知らず。先祖の用いしものとて鞍・鎧を蔵せり。

大里郡

巻・頁	村名	収録名称	記載内容
11-89	熊谷町 [熊谷市]	旧家者 忠兵衛	布施田を氏とす。先祖は信州の住人源八兵衛尉廣綱の後裔、布施田六郎大夫入道了閑広光の長男・半次郎広映に出て、広映、弓馬の達者なるをもって、武者修行として当国忍へ来たりて、成田丹波守泰行[成田系図に泰行なし。左衛門尉泰親の子に左馬助泰之というあり。この人にや。]が旗下に属して、のち成田の婿となり、広映の男・山城守長章も成田肥後守の婿となり、武功あるをもって、のち武州三ヶ尻に城を築き、深谷の上杉憲光、成田氏長の領地を掠奪する時、しばしば戦って功あり。この頃、北条氏康より感状賜いとして、今に至って家蔵とす。その後、天正18年小田原落城の時、6月6日小田原において戦死す。その子・左京亮長映は三ヶ尻の陣屋に在りしが、忍城落去の後、当所に来たりて、町を取り立て、文禄4年3月、宿の町割りを改められし時、その事を司り、その後、世々名主・本陣をも兼帶して、今の忠兵衛に至るという。氏康が出せし感状、左のごとし。《中略》また、名主勘右衛門も同じ布施田氏にて、大河内金兵衛が出せし下知状5通まで蔵したれば、旧き家と見えたり。
11-90	熊谷町 [熊谷市]	旧家者 栄蔵	伊勢国の住人、長野越前守某、忍の成田が客分として寓居せしに、かの城落去の後、当所へ移りて子孫世々土着して、熊谷宿の名主・本陣を兼役すという。その家譜・記録の伝えなれば、その詳らかなることは知るべからず。されど先祖、越後守の孫・喜三の時、成田氏より出せし文書4通を持ち伝うるは、旧き家なること論なし。文書の文、左に載す。
11-90	熊谷町 [熊谷市]	旧家者 新右衛門	本陣・間屋を兼役す。竹井氏なり。先祖は竹屋右衛門督兼俊の後胤・藤原俊信の長男・竹井新左衛門尉信武に出る。信武の母は別府尾張守長吉の女にて、天文22年5月17日出産の時、庭前の井中竹を生ぜしゆえ、竹屋氏の祥瑞なりとて竹井氏に改めしとなり。信武の父・俊信は、後奈良院の北面なりしが、故あって勅勅を蒙り、当国別府に蟄居し、信武出生の後、勅勅の御許しありしかば、信武をばここに留めて帰京せり。信武2子あり。長男は出家して栄光と称し、村内石上寺を開けり。次男新左衛門信次家を継ぎ、その子・善兵衛信久、信久の長男・甚五右衛門信親は、阿部豊後守忠秋の臣となり、次男・梶塚源五右衛門某は秋元氏の臣となり、三男・新右衛門正信父の家を継いで当所に土着し、子孫相続して今の新右衛門に至るよし、家譜に載せたれど、もとより他のよんどころもなく、また天文の頃、勅勅を蒙りて、当国に蟄居せるなどいう事うけがいがたきものなれど、古伝のままを録せり。家に具足一領を蔵す。黄糸威にて玉疵もあれば、戦争に用いたるものと見えたり。また鞍・鎧・刀も持ち伝う。刀は長3尺ばかりにして、寒念仏と名付く。この余り、名主本陣の内に石川鯨井などを氏とする者あり。皆成田の家人の子孫なる由いえり。
11-102	万吉村 [熊谷市]	旧家者 新五右衛門	権田を氏とす。先祖を権田権守といふ。矢の根鍛冶を業とせしよし。今も屋敷内より古鉄を掘り出すことあり。昔、先祖某、栗毛の名馬を畜置きしが、熊谷次郎直実が所望によりて譲り与えけり。ゆえに権田栗毛と称して、一の谷合戦の時も直実この馬に打木しより。この馬死にて後、屍を埋み、駒形明神に祀しとて、今三ッ木村に祠存せり。故に駒形の安穏寺はこの家の祈願所と称す。【源平盛衰記】を按するに、熊谷が舎人権太といふ者、栗毛の名馬を見出し、直実に与えしかば、権太栗毛と名付け秘蔵せしよし見ゆ。されば新五右衛門はかの権太が裔なるべし。さるに今、氏に唱え、先祖は権田権守と称せしなどいは、後人の作意なるべけれど、とにかく旧家なるは、しいるべからず。なお三ッ木村駒形社の条合わせ見るべし。また系図1巻を蔵すれど、取りがたきものなり。
11-103	樋口村 [熊谷市]	旧家者 五郎八	本氏は平山新井を氏とす。家系を観るに、先祖新井豊後守は、深谷の城主上杉左兵衛憲盛に属して、当所に任せしが、深谷落城の後、ついに土民となれり。今、居住の辺から堀の跡二重にあるは、天正の頃先祖豊後守、その子・志摩守などが居跡なりといふ。
11-106	三ツ木村 [熊谷市]	旧家者 右馬助	柴田を氏とす。藤原姓にして家紋は二つ鷹金および下がり藤の中に三つ引なり。先祖詳らかならず。中古の祖・右馬助は上野の人にて、北条氏直に仕う。のち当所に土着し、寛永6年没せりと。所蔵の文書によるに、武田・織田の両家にも仕えしと見えたり。世々地頭より苗字帯刀を許され、給米2口を与えり。家系をも蔵せしかど、万治2年回録に失いしといふ。今、鎧2領を蔵す。文書の文、左のごとし。
11-116	甲山村 [熊谷市]	旧家者 伴七	今、里正を勤む。先祖は根岸長兵衛とて、上田上野介に属す。天正18年松山の城に籠りしが、落城の後、民間に下り、寛永4年10月17日死す。法名・洞繁淨雲禪定門、箕輪村法安寺に碑あり。その子・帶刀より相続きて、今の伴七に至る。寛永諸家譜に、根岸主計定直、上田上野介に仕え、天正18年松山の城を守り、のち召されて旗下の士に列すと載す。さればこの先祖長兵衛と定直とは、兄弟にてもありしにや。先祖伝來の物とて、太刀・鎖帷子・鞍・鎧などを今に蔵す。

男衾郡

巻・頁	村名	収録名称	記載内容
11-138	折原村 [寄居町]	折原村	按するに、当国七党系図の内に、薄次郎長房が子に織原丹五郎泰房という者あり。しかるに今、当郡の接地なる秩父郡の内に薄村あり。これ恐らくは、かの薄次郎の居住の地にして、織原丹五郎は当村に住するをもって、ともに在名を名乗りしならん。《中略》当所、御打入後、甲州武川衆の知行に給いしとなり、この武川衆というは武田氏の族、一條源八時信が男子・十数輩、巨摩郡竹川筋の村里に分封し、子孫繁栄して武川衆と号す。【甲陽軍鑑】伝えに、武川衆12騎、後に増加して26騎とあり。甲州御打入の時、折井市左衛門次忠・米倉主計助など首領として召し出され、本領安堵す。この時賜いし御朱印の文、左の如し。《中略》【武徳編年集成】には、この時、60余人謁すとあり。関東御打入に至りて、武州にて替地を賜いしは文禄元年にや、この時、近郷3000石の地を、一紙の書出しに充て行われしなり。左に出して、参考に備う。《中略》また、慶長9年、武川衆へ御加恩を賜いしことあり。その時、大久保石見守・成瀬小吉より、折井市左衛門次安へ与えし文書、今もその家に伝えり。その文に。《中略》その後、武川衆の内、若干、忠長郷へ付属せられて、後に流浪せりし者もありしといえ、当村を知行せし人も、その列にありしにや。
11-149	赤浜村 [寄居町]	旧家者 弥太夫	大久保を氏とす。家系を閲するに、大織冠鎌足の後裔に出す。権九郎泰親に至りて、故ありて氏を本田と号す。その子某浪人して、武藏国に住す。その子を掃部と称す。また本田氏を改めて大窪と号す。その子・対馬親信、武州男衾郡赤浜郷に住して、北条家の幕下たり。その子杢之助親次、北条氏政に仕えて、下妻合戦の時、伯父・泉主水と共に討死す。その子・源五郎親家、後に杢之助と改む。武州鉢形城主北条安房守氏邦に仕え、その子・金十郎家勝、水野石見守忠貞に仕え、その子・長七満親も父に継ぎて仕えたりしが、故ありて後に土屋但馬守数直の家人となり、その子・源五郎親長の時、貞享元年、赤浜郷へ引き込もるどんぬん。これによれば全く嫡流のごとくなれど、今も水野石見守が家人に、大久保五郎左衛門と称して、同流の子孫ありといえ、いずれを宗家とも定めがたし。
11-161	本田村 [深谷市(川本町)]	旧家者 本田五郎 兵衛	本田次郎親常の子孫にして、世々当所に住す。彼が宅地を本田屋敷と唱う。今も諸役免除せられ、また代々苗字帯刀をも許さる。按するに、【吾妻鏡】本田次郎親常【盛衰記】親恒に作り、家譜親常と書す】は、畠山重忠が郎従として、武州二俣川において討死せり。家譜によるところに、親常の子・太郎親房は、重忠が子・六郎重保に仕えて、和田合戦に討死し、その子・藤十郎【のち改め左馬介】親定、父討死の後、相州一ノ宮に蟄居せしが、北条時房進めて將軍頼経に仕えしめ、本領を賜いしより、代々將軍家の旗下に属し、その後、足利家の臣となりて、源次郎長繁に至る。この人、天正3年、本田郷の内50石の地を、村内教念寺へ寄附せしことは、同寺の条にもいえり。長繁の子・右近尉長親、北条氏直に仕え、天正18年小田原籠城の数に加わり、かの城落去の後、浪士となりて、己が本田郷の宅に蟄居せしに、文禄4年関東惣檢地の時、下吏・山下源右衛門指揮して、本田は旧家たるにより、その宅地はそのまま免除地たるべしと除かれしとなり。長親の後、源次郎親繁・五郎兵衛親氏・五郎兵衛親忠・五郎兵衛親信・縫殿右衛門親久・常右衛門親雄・常三郎親保などの名を載す。これ代々の人のみにあらず。兄弟もしくは同姓をも混じ記せるにや。系図もあらざれば知るべからず。
11-161	本田村 [深谷市(川本町)]	旧家者 喜大夫	氏を眞下といふ。前の教念寺の条に伝える、京より從来る眞下が子孫にて、足利將軍の時代、先祖・眞下藤四郎重照と称せし人、新田氏に仕え、上野国において若干の地を領せしとなり。重照、暦応3年8月16日卒す。その位牌は今も教念寺にあるときは古き由緒の檀越なるべし。しかれども家伝には、建武2年、先祖・藤四郎が所領を賜りし時の文書、および文禄2年の検地帳を蔵するのみにて、別に伝えなきは闕事といふべし。文書の文、左のごとし。《中略》按するに、西蓮は、畠山阿波式部大夫入道西蓮なるべし。この人は阿波入道国清の父なり。国清誅せられしこと、岩松家所蔵の文書および【太平記】などにも見えたれば、この藤四郎を一宮に置きたるも、全くかの畠山を鎮めんためなるべし。
11-165	千代村 [熊谷市(江南町)]	旧家者 源兵衛	嶋田を氏とす。文化3年墓所大杉の根を穿ちて先祖の碑を得たり。青石の板碑にて、碑面に武田太郎信義恩孫、俗名嶋田左近之亮源頼久、康永二癸未年二月日と得れり。

幡羅郡

巻-頁	村名	収録名称	記載内容
11-183	新堀新田村 [熊谷市]	旧家者 善右衛門	代々、御鷹匠頭・戸田五助采邑の名主なり。北爪氏にして、その先祖・北爪新八郎は、寛永16年10月3日卒すという。家系は伝えざれど、所蔵の文書によれば、天正の頃は北条安房守氏邦に仕えしこと知るべし。文書、左に載す。
11-215	葛和田村 [熊谷市]	旧家者 十郎左衛門	組頭を勤む。江里川を氏とす。先祖は、成田長泰の家人・江里川左京亮と称せしといふ。家系は失いたれど、古書付の残欠あり。全文にあらざれば解しがたけれど、天正6年、上杉謙信頓死の後、養子・三郎景虎と姪・喜平次景勝と矛盾の後、景虎より加勢を請來りし時の記と見えたり。その大略に、「有心変不向、此時成田長康公依病氣、吉田紀伊守・江里川左京亮以兩人、成田家七騎為旗頭被向、既戰景勝越州於吉良・須坂両人討死す。江里川左京亮男子有二人、兄左京重勝、弟勘解由重信、居忍城焉。其後天正年中戦強敵負、兄重勝手疵十三ヶ所、弟重信手疵五ヶ所、即忍城及落城。兄左京は武州幡羅郡葛和田郷に成在土。弟勘解由[後名は弥右衛門]は上州邑楽郡木崎郷成在土。又江里川左京亮康重・吉田紀伊守討死之由所[今按するに由緒の誤ならん]者、成田左衛門尉氏長之長男五郎次氏・後号一閑齋、吉田氏、江里川氏、尋ね来て半余[按するに年の字を脱するか]留中野郷、委御物語被仰置者也。又成田長康公、普代侍江里川左京亮康重、分限三十五貫、康重長男重勝左京同二十三貫、二男重信勘ヶ由後名弥右衛門同十二貫」とあり。これ由緒の梗概を知るべし。
11-218	四方寺村 [熊谷市]	旧家者 六左衛門	里正にて吉田を氏とす。先祖は吉田紀伊守と号し、成田下総守長康に仕えて、しばしば戦功ありしと言い伝うのみにて、中古記録を失いしとなり。按するに葛和田村の民、江里川十郎左衛門が古記に、長康、吉田紀伊守・江里川左京亮、兩人をして、成田七騎の旗頭を命じ、越後国へ援兵たらしめし時、景勝と戦いて吉良須坂にて両人ともに討死せしと見ゆ。この紀伊守はすなわち六左衛門が先祖なるべし。

榛沢郡

巻-頁	村名	収録名称	記載内容
11-247	高島村 [深谷市]	旧家者 新左衛門	氏を伊丹と号す。代々名主を勤む。先祖は岩松右京大夫の家臣にて、伊丹伯耆守と称せしといふ。小野沢兵庫助より出せし給地の請文の案を蔵す。兵庫助は岩松が家人なるにや。その文、岩松家文書に載る所と参考して、その欠を補い記すること、左のごとし。《中略》この文書は、岩松家譜より抄出して、補えり。
11-250	中瀬村 [深谷市]	旧家者 幸七	河田氏なり。佐久間和三郎が采地に居れり。先祖河田但馬義光は、今の小名小角といふ所に住し、文亀3年10月11日卒す。その男・対馬義賢、永禄11年9月11日卒す。その子主税助義宗、慶長5年11月15日卒す。この主税助より今の幸七まで8代に至れり。また村内および成塚村・上野国新田郡中江田村などにも分家あり。
11-260	岡村 [深谷市]	旧家者 勘治郎	氏を田嶋と称す。黒田豊前守が名主を勤む。その祖先を尋ねるに、岩松遠江五郎時兼の次男・経国なる者、弘長年中、父の譲りを受け、上野国邑楽郡田嶋の郷に住し、田嶋又太郎と称す。その子・太郎二郎政国、その子・将監経栄、観応3年閏2月、新田義宗、笛吹峠合戦の役に従い、退散して本国に帰らず、当所に跡を止むといふ。それより13代・経命に至り、長男・命義を分家し、次男・経明に家を譲る。経明より7代連綿として今の勘次郎徳一に至る。豊前守領分になりしより、旧家なるをもって扶持米などを与え、苗字帶刀を免す。古系図ありしが、先年焼失せしにより、岩松家へ申し出で、寛延元年、岩松慶祐より与えしとて、一軸の系図を蔵す。かつ外に経栄が代より書し系図を所持す。
11-263	牧西村 [本庄市]	旧家者 彦右衛門	地頭水野が名主を勤む。由緒書を閲るに、先祖・鶴田若狭守、かつて森武藏守が女を娶りて男・孫八郎俊政を産む。俊政母家の姓を冒して森と号すといふ。この武藏守は織田氏に仕えし長一の事なるにや。もし然らんには年代少く違に似たり。家伝によるに俊政は古河の義氏に仕うる人にて、弘治・永禄の間、義氏より賜わりし感状の案あり。これ疑うべきものなれど、しばらく左に載す。《中略》また左の文書1通は、黒印を押せしのみにて、その与えし人を詳らかにせず。按するに、郡中黒田村万光寺、天正15年丁亥の文書にも、この黒印ありて、与えし人を載せざれば、なん人の印なるを詳らかにせず。

11-273	永田村 [深谷市]	旧家者 源大夫	氏を野辺と称す。吉田金次郎が名主を勤む。先祖を将監といい、鉢形北条氏邦に仕え、戦功を勧め感状5通を賜る。天正4年10月12日卒す。法名・野辺院将監康忠居士と号す。その子・大学之助、地頭吉田与右衛門と同じく、大坂御陣に従い、すこぶる軍功ありと。先祖・将監が書し天正年中の日記あり。その子・大学之助また志をつぎ、書き続けしゆえ、かの御陣供奉のこと詳しく載せたり。その日記および感状、地頭に借りられ今に還さずという。慶長5年、地頭与右衛門正景、永田村境内知行拝領の書付に、庄屋野辺大学之助とのとあり、されば地頭の当所を賜いしはこの頃なるべし。また同19年、年貢石盛の書付にも大学之助とあれば、旧家なる事知るべし。
11-276	荒川村 [深谷市]	旧家者 太郎兵衛	持田を氏とす。先祖を四郎左衛門という。源三郎治部左衛門などいえるも同家と見ゆ。共に鉢形の城主北条安房守氏邦に仕え、河田・中島・土屋などいえる者と同じく、当所を知行して在住す。これも荒川衆の列なり。鉢形城落去の後、村民となり、引き続き子孫当所に土着すという。紋は丸の内に三つ鱗なり。今、太郎兵衛が住する地は小名只沢という所にて、後に出す文書にも載せし所なり、氏邦より与えし古文書数通を藏せり。その文に。《中略》左に載する文書は、先祖・持田四郎左衛門へ賜りし書簡なれば、合わせてここに載す。《中略》また、文禄4年、縄入の時の書簡あり。左に載す。
11-281	用土村 [寄居町]	旧家者 富五郎	小淵を氏とす。佐々木五郎左衛門義清が後胤・頼秀なる者、当国小淵に生まれ、在名をもって小淵六郎と称す。のち弾正義次、武田信玄に仕う。義次4代の孫・弾正次喬、当所に生まれ、地頭水上氏に仕え、故ありて勘気を受け、当所に籠れりといえど、家系粗略にして詳ならず
11-281	用土村 [寄居町]	用土城跡	《前略》康邦およびその子・重連も同じく居城すという。接するに、康邦はじめ重利と称し、花園城に住し、用土郷の辺をすべて所領となし、もとより山内上杉氏に属せしが、上杉氏の勢い次第に微なるに及びて、北条氏康の三男・氏吉を養子とし、当国秩父郡岩田天神山の城を付与し、秩父新太郎氏邦と名乗らせ、居城・花園をも氏邦に譲り、己はこの地へ退去し、名を用土新左衛門と改め、永禄3年8月13日死す。その子新座衛門重連、はじめ弥八郎と称す。遺領を継ぎしが不幸にして頓死せり。北条家より与えし文書【管窺武鑑】に見えたれば左に載す。
11-284	小前田村 [深谷市]	旧家者 小膳太	代々名主を勤む。町田氏なり。先祖・土佐守秀房、男衾郡鉢形城主北条氏邦に仕え、同所の内白石分という所に居住し、男衾郡小園村などを領せしかど、居宅は当村にあり。入道して祐慶と改め、しばしば忠節を尽くし、鉢形落去し、氏邦加州へ発賀の時、祐慶など8人陪從して金沢へ行き、子息・福丸を補佐し、また福丸菩提所をも当村に建立し、慶長年中新田を開き、元和3年3月5日卒す。所蔵文書数通、左に載す。されどそのうち、戊辰・壬申の2通は写しのみにて、本書は伝わらず。
11-285	小前田村 [深谷市]	旧家者 兵五郎	氏を長谷部と称し、先祖を兵庫とい。かれが所蔵の文書によれば、このほか備前守・肥前守など称せし人もあり。【平家物語】に載せたる長兵衛尉長谷部信連の末葉という。今も信連が遺物とて小袖一つあり。接するに【吾妻鏡】に、長馬新太夫為連の男、左衛門尉長谷部信連法師、能登国大屋庄河原田において建保6年10月27日卒せしたこと見ゆ。今、加賀藩士・長甲斐守などはその子孫なりとい。さればその族遠く当国へ移ることいかなるゆえにや、今に伝えず。兵庫は鉢形北条に仕え、氏邦落去の後、農民となり、当国に住せり。また村内荒川の辺に備前守居住せし跡というあり。今も屋敷跡と呼べり。成田氏長および北条氏邦よりの文書あり。左に載す。
11-287	桜沢村 [寄居町]	旧家者 六左衛門	氏を大谷と称す。先祖惣左衛門信晨、北条安房守氏邦に仕え、小名岩崎に居住し、天正10年6月、氏邦上野国厩橋勢と挑戦う時、信晨奮戦し首二つを取り感状を賜う。信晨子2人あり。長男・信清、二男・某、天正18年討死す。子孫今の六左衛門に至る。かの感状2通焼失して定かならず。記憶の大略を左に記す。
11-287	桜沢村 [寄居町]	旧家者 市郎兵衛	吉田氏なり。本家は秩父郡にありて、次左衛門という者なり。分家せし年代は伝えず。先祖・和泉守といいし者、北条氏に仕えて、しばしば軍功あり。氏政の感状2通、本書は秩父郡にありとい。
11-288	桜沢村 [寄居町]	旧家者 源右衛門	福嶋氏なり。先祖源右衛門、北条氏に仕う。系図を伝えざれど、分家用土村の民・縫殿助が所蔵の略系に、福嶋伊賀守仲基、北条氏綱・氏康に仕えて、数々軍功をあらわす。子2人あり。弟は用土村に土着し、兄は当村に来住すとい。北条陸奥守氏照より先祖へ遺わりし文書を藏す。

11-295	古寄居村・寄居村新組・新寄居村 [寄居町]	旧家者 幡五郎	新寄居村の里正なり。氏を岩田という。先祖・河内は氏邦に仕えて功ありしが、鉢形落去の後、跡を民間に隠し、天正年間卒す。石碑は末野村善導寺にあり。正龍寺の旧記に岩田七兵衛・同内蔵などの名あり。いずれも氏邦股肱の臣にて、落城の時、忠節を尽くせしことを載す。この河内もその一族なるべし。感状を藏す。左のごとし。
--------	--------------------------	------------	---

那賀郡

巻-頁	村名	収録名称	記載内容
11-304	駒衣村 [美里町]	旧家者 友七	吉橋を氏とす。先祖は吉橋大膳とて、北条安房守氏邦に仕え、元和4年11月28日卒し、法名・雪岫安齋と号す。家譜を伝えざれば、その詳らかなる事は知られざれど、鉢形より出せし文書3通を所持せるにても、旧家なること知るべし。その文、左のごとし。
11-307	広木村 [美里町]	旧家者 仙藏	金井を氏とす。先祖・源左衛門は北条氏邦に仕えし者にて、天正18年鉢形没落以後当所に土着せりといふ。氏邦より与えし知行方の文書、および小田原北条より出せし感状などを藏す。猪助は源左衛門の子などにや。その伝えは詳らかならざれど、かの知行方文書に当所を賜いしこと見ゆれば、旧家は疑いなし。

児玉郡

巻-頁	村名	収録名称	記載内容
12-1	阿那志村 [美里町]	旧家者 丹次	千田を氏とす。この家の記録とて1巻を藏せり。その内に先祖・正三位宇合の嫡孫、周防守長常26代・大塚加賀守俊行、北条安房守氏邦に属し、当村に住して120貫を領す。養子・日向守詮又、氏邦に仕え、故ありて氏邦の命に任せ、氏を黒沢と改めしよし、その事は末に載せる文書に見えたり。慶長2年正月10日卒す。その子・伊右衛門定勝、実は上野国館林長尾新五郎の家人、千田源右衛門が子にして、のち己が実家の氏、千田に改めしより、今は千田を氏とすいう。その余の事すべて詳らかならず。
12-4	入浅見村 [本庄市(児玉町)]	入浅見村	《前略》小田原北条家より西今井村の民・忠右衛門が先祖、鈴木山城守へ出せし下知状に、九郷のせき・下郷之者、如前々悉罷出、せき可致云々と見ゆ。《後略》
12-6	西今井村 [本庄市]	旧家者 忠右衛門	鈴木を氏とす。家系を伝えざれば、いにしえを詳らかにせず。文書8通を藏せり。その文によれば、先祖を鈴木山城守と号し、鉢形の北条氏へ仕え、その頃この辺を指揮せし人にて、それより世々当所に住せしこと知らる。文書、左のごとし。
12-11	八幡山町 [本庄市]	旧家者 吉兵衛	福田を氏とす。先祖・隼人助は鉢形城主北条安房守氏邦に仕え、天正18年、かの城落去の後、当所へ来たりて農民となる。家に北条氏より出せし文書3通を藏すれど、もと隼人助が舅・畠彦十郎が所蔵にして、福田氏にあづかる者にあらず。しかれども当国事実の考証ともなるべきものなり。その文、左のごとし。
12-14	児玉町 [本庄市]	旧家者 正右衛門	齋藤を氏とす。家系1巻を藏す。その略に、左大臣魚名の裔孫、越前追捕使・齋藤越前權介為頼25代の孫を撰津守定盛といふ。管領山内上杉民部大輔憲政の麾下に属し、当国賀美郡金久保の城主たり。[今その城跡、金久保村にあり]。天文20年、上杉没落の後、北条氏康に属して永禄7年7月15日卒す。法名・崇栄寺宝山道一と号す。その子重左衛門光透は、天正10年6月19日、瀧川左近將監一益、北条安房守氏邦と金久保合戦の時、光透先登(=先頭か)に進みて討死す。よりて氏邦よりその子・將監定廣へ感状を与う。光透は的心了端と謐す。【小田原記】この合戦の始末を載せたれど、光透の名はみえず。定廣の時、天正18年、小田原落去に及び、所々の枝城ともに陥りしかば、民間に下りて児玉村に住し、元和2年正月27日死す。泉頂印源光良水と称せり。これより子孫連綿してここに住し、10代にして今の正右衛門に至るという。按するにかの家系、為頼25代定盛と載す。賀美郡金窪村陽雲寺古過去帳に、開基崇元院殿渕岩英照大禪定門、享禄2年7月15日、齋藤藤左衛門盛光、崇栄寺殿宝山道一大禪定門、永禄7年7月15日、齋藤撰津守定盛と載す。二人の卒年をもって考うれば、この盛光は定盛の父ならんか。なお陽雲寺の条を見るべし。
12-14	児玉町 [本庄市]	旧家者 徳右衛門	平野を氏とす。先祖を平野土佐と称す。家に天正18年領主松平玄蕃頭清宗より、宿駅のことについて出せし文書1通を藏す。その文、左の如し。

12-14	児玉町 [本庄市]	旧家者 松之助	久米氏にて代々六右衛門を通称とすれど、松之助は今なお幼弱なれば幼名を改めずという。昔、先祖・児玉六郎時国、僧・日蓮に帰依す。文永8年10月13日、日蓮佐渡へ謫せられし時、時国が家に宿す。その後赦免ありて帰國の時、時国送りて入間郡久米村に至る。日蓮厚志を感じ、久米川の水を酌みて、一幅の曼荼羅を写してこれを与え、誓っていわく、汝が子孫長久ならん事、この水流の如きことあらんと。依りて改めて久米と号すという。年代遷って系図・記録も失いたれば、由緒の詳事をしらず。按するに児玉は七党の一にして【七党系図】にも載るところなり。時国という人、総て3人あり。久下塚三郎時国・蛭川太郎右衛門時国・阿佐美新左衛門時国などなり。これ皆、平氏村岡五郎の支流にて、年代は文永の頃なるべきにや。この3人の内、児玉六郎と同人ありや。または児玉六郎は七党系図に脱せし人なるか。かかる旧家なれど家系・記録なども失いて、その詳なることは得て知るべからず。僅かに天正18年、加賀大納言利家より中古の祖・久米大膳へ出せし文書1通のみを蔵せり。これも本書は失いて、その写しなり。文、左に載す。
12-18	飯倉村 [本庄市]	旧家者 友右衛門	氏を富岡という。北条氏直より先祖・六郎四郎へ与えし感状を蔵せり。左に載す。
12-24	金屋村 [本庄市]	旧家者 政右衛門	氏を倉林という。先祖は若狭守といい、天正18年5月17日卒す。法諡を前若州倉元了善居士と号す。系図などは所持せざれど、上杉修理大夫政実より先祖へ与えし文書あれば、上杉家へ仕えしものなるべし。また小田原北条より出せし書状1通を蔵す。されどこの文書は鉢形の鑄物師に伝馬を許されし状なれば、他家の物を持ち伝えしにや。政右衛門が家に鑄物師をせしたことなしという。文書、左のごとし。
12-25	金屋村 [本庄市]	旧家者 糟尾衛次	医を業とす。先祖は黒沢伊予とて、累世北条氏に仕え、元亀中に横地左近と同じく、八幡山城を護る。天正に至り病にて退去す。この時、永20貫を賜りて宅地前栽を闢く。伊予素医術を嗜み、下野国に行きて、糟尾寿信齋が徒となる。由緒書の略にいわく、伊予医術の奥を受け、かつ師家の方書悉く譲られ、家宝の秘仏まで付与に預けて郷里に帰り、晩年には師の号を襲て、糟尾養信齋と改称す。かつて上野国箕輪城にて北条安房守氏邦が病を治して効ありしゆえ、この後氏邦殊に待遇せしといいう。子孫箕裘を継て連綿す。子・右馬助、孫のちの右馬助所信より左門所恭左内栄英まで治術を事とす。養英が子・右仲萬新夙く学を好み、林祭酒の門に列し、昌平学舎に入りて萤雪の功を積み、復姓して黒沢と号す。のち田安悠然院殿の聘に応じて奥詰儒員となる。今の衛次は萬新が子なり。古記録は慶長年間回禄にあい、今は当時の文書数通を蔵するのみ。
12-29	河内村 [本庄市(児玉町)]	旧家者 弥惣次	村の名主にて木村氏なり。先祖を次郎五郎という。当村の開墾人なり。家系もあらざれば詳なることは知らざれど、天正10年、北条の家臣富田十郎吉晴奉りて出せし制札を蔵すれば、その家臣にてかつ旧家なること証すべし。制札に越後守とあるは、すなわち次郎五郎なるにや。その文、左に載す。

那賀郡 なし

那賀郡

巻・頁	村 名	収録名称	記載内容
12-78	南村 [飯能市]	旧家者	里正藤兵衛は、前に述ぶるごとく、岡部六弥太忠澄が老臣四姓の内にて、南を氏とし、その先某、南村を草創せしという。藤兵衛が家伝來の品、刀一振《以下略》
12-98	上名栗村 [飯能市(名栗村)]	旧家者	村民・勝三郎、岡部を氏とせり。岡部六弥太忠澄よりの系図を伝来すとて、これを示すに、古紙腐爛して文字読みがたく、真偽もまた弁じ難し。この者、銅鑄獅子2寸ばかりなるを所持す。古物に見ゆ。
12-98	上名栗村 [飯能市(名栗村)]	旧家者	村民・弥次郎、小出を氏とせり。信濃守某、昔ここに忍び居りしが、その後裔なりといいう。今居住の地をも小名に小田と呼べり。この者が家に古鏡と宝珠とを伝来せしが、崇りなすとて、鏡をば宅後に埋めたり。以来その側なる滝を名付けて鏡滝といえり。この滝は、後山の沢水かかりて、5・6間の飛瀑となれり。宝珠をば屋敷内に埋めて、その上に大日の石造2尺ばかりなるを立てり。また同人所持の品、左に載す。刀1腰《以下略》
12-98	上名栗村 [飯能市(名栗村)]	旧家者 栄次郎	氏は町田、累世里正なり。心がけ篤く、かつ富有にくらし、上の御為にもなりしことを図り、己が持山へ杉・檜25,000株を栽立し、なお30,000株となしたてまつるの旨、言上し置りといいう。また村民の窮を救いしこと深切に、或いは父の病に、神仏に祈誓し、平癒せしかば、その年より3ヶ年の間は、無給にて里務なせしといいう。或いは祖考の葬埋・追善などに、親族故旧の遺物をおくること厚く、村民には戸ごとに金錢を与えること差あり。これをすうるに200金ばかりを施せりといいう。

12-113	御堂村 [東秩父村]	旧家者	村民・玄英、関口を氏とす。医を業とせり。先祖を関口帶刀助という。上州群馬庄板井城主・山田伊賀守氏直が妹を妻とす。帶刀助は松山城主上田家に仕えしよし。文書2通を蔵せり。左に載す。
12-132	矢那瀬村 [長瀬町]	旧家者	村役佐嶋之助。氏は中西といい、先祖より古文書1通を所持せり。《後略》
12-134	本野上村 [長瀬町]	旧家 乙三郎	嶋田氏なり。古く名主役を勤む。古の水帳を所持す。乙三郎が養父・六左衛門、奇特のことありて、その身一代、苗字・帶刀御免、苗字はながく名乗るべき旨、時の御代官・萩原弥五兵衛より下知あり。右、下知状、左のごとし。
12-134	本野上村 [長瀬町]	旧家者 仁左衛門	山崎氏なり。古文書2通所持す。《中略》このほかに古文書の写しなりとて、代々所持するもの1通、見合わせのため、左に録す。
12-143	金崎村 [皆野町]	旧家 佐右衛門	氏は宮前と称す。代々名主を勤む。今の佐右衛門が父、奇特のことありて、その身一代、苗字・帶刀を免され、子孫世々、苗字は名乗るべきとの旨、御代官より申し渡さる。その書面、次に出す。
12-148	皆野村 [皆野町]	旧家者 里正・市郎右衛門	氏を小池とす。先祖・小池左馬助は、慶長の頃の人。その父を弥八郎といふ。その父・左馬助は北条氏邦に仕え、16歳の時、勘気をうけ死を賜いしければ、弥八郎を甲州より迎えて養子とせしより、この所に居住すという。《中略》同人家へ先祖・左馬助が、大坂御陣の節、御供せし時、武具ならびに古文書2通を伝来せり。左に載す。
12-148	皆野村 [皆野町]	村民 五郎左衛門	所持の古文書2通。左に載す。
12-148	皆野村 [皆野町]	村民 惣八	所持の古文書1通。左に載す。
12-152	黒谷村 [秩父市]	旧家者	村民・茂七、内田を氏とす。伝來の刀・古文書1通を蔵せり。
12-158	柄谷村 [秩父市]	旧家者	里正・国次郎、齋藤を氏とす。家系および甲冑・古文書などを蔵せり。家系を閲するに、藤原姓にて、先祖・齋藤右衛門大夫武光が子、山城守氏次、北条家に仕うという。その子・氏定、父子ともに小田原にて討死にす。氏定弟、兼次弥兵衛と称す。天正17年正月27日、91にて没す。その子・与左衛門光次に至りて民間に下り、それよりして7代に及ぶといふ。伝來の文書、左のごとし。
12-168	山田村 [秩父市]	旧家者 村民・孫左衛門	氏を大嶋とす。その先祖は大嶋弾正と称せり。家に伝えて所持の品左に載す。刀一腰、鎖胴着、鎖頭巾、指小手左右、鉄鎧一口、兜のかなもの
12-168	山田村 [秩父市]	旧家者 村民・四郎兵衛	氏を関根とす。本姓丹党遠山山城[一に信濃守とあり]が末葉といふ。後年関口氏の者相続せしより改むといふ。光明寺の開基に、関口丹後守とあり。木戸原といふは遠山氏の追手なりしといふ。関口氏の先祖に、丹後守大学掃部介などいえるが見えたれど、この家は退転して子孫なしといふ。
12-183	横瀬村 [横瀬町]	旧家者	里正・四郎左衛門、加藤を氏とせり。先祖を加藤雅楽助といふ。天正20年、貢税の文書を蔵す。家に伝うる鎧・剣の伝書には、加藤を転じて勝刀と書せり。また北条氏直の感状あれども、あて所切れてなし。恐らくは他家より求めしものなるべし。
12-184	横瀬村 [横瀬町]	旧家者	村民・孫左衛門、氏を佐野とす。先祖を隼人といえるよし。古文書を蔵せり。左に載す。
12-184	横瀬村 [横瀬町]	旧家者	祠宮・守屋兵庫が蔵する所の古文書、左に載す。
12-196	大宮郷 [秩父市]	旧家者 休左衛門	里正にて井上を氏とす。鉢形の分限帳に、井上三河守と見えたるは、すなわちこの休左衛門が祖なり。遠祖は武田家に仕えしが、天正10年甲州滅亡の後、北条安房守氏邦に仕え、姓を佐原と改めしが、後に本姓に復す。天正18年鉢形城没落せしより、この郷に居住すといふ。家蔵、左に載す。
12-213	薛田村 [秩父市]	旧家者 英司	新井を氏とす。今、地頭の郷代官を勤む。北条家の古文書2通を蔵せり。左のごとし。

12-217	寺尾村 [秩父市]	里正 左膳	古文書1通所持す。左のごとし。
12-225	野巻村 [皆野町]	旧家者	四郎兵衛、氏は逸見を称す。先祖は蔵人佐と号し、北条氏邦に属したる由にて、古文書8通を所持せり。写は次に出す。その文書を案するに、以前は甲州武田家臣にして、信玄の下知にて当郡へ来たり。日野沢の内・高松城に住せしが、小田原北条氏に属し、それより氏邦が旗下となれるとぞ。天正18年御打入の時より民間に蟄し、当村の里正とはなりし由。文禄3年5月25日検地帳1冊、案内・蔵人とあり。表紙書に秩父郡野巻村御坪入帳と記せり。また慶長3年6月1日案内・蔵人とあり。御地詰帳と記し、御代官手代なるにや。両3人、姓名を載せしをも所持せり。
12-229	阿熊村 [秩父市(吉田町)]	旧家者 秀三郎	彦久保を氏とす。本姓は秩父氏なり。先祖を秩父重清[郡中下吉田村清泉寺の開基なり]、其末孫・秩父孫次郎重国とて、北条安房氏邦に仕え、天正18年鉢形落城後、当村に蟄居す。重国2子あり、修理俊重、三十郎重吉という。重吉は慶安年中御当家へ召し出され、今、御旗本・秩父三右衛門の家なりといふ。俊重の子孫民間に下り、当村小名彦久保といえる所に居住せり。よひて秩父を改め彦久保を名乗れり。彼が家に秩父孫次郎重国が武器、および家系・古文書10通を藏す。左の如し。甲冑一具切れ切れとなれり。鎧1本、弓1張、箭14本。
12-237	下日野沢村 [皆野町]	旧家者 里正・十左衛門	阿佐美氏なり。先祖は鉢形北条氏邦に属し、阿左美伊勢守玄光という。永禄12年7月11日、甲州勢を追いかえし、その時氏邦より感状を賜り、苗字を朝見に改めらる。感状今に所持す。伊勢守息朝見・伊賀守慶延、元亀3年まで上杉家の押さえとして、郡中横瀬村根古屋の城に居れり。その時氏邦より加増の文書、今に所持す。天正18年鉢形落城の後、伊賀守息朝見左馬助、幼年にて日野沢村に隠れ居り、民間に下り郷士となれり。御代官より賜る書にも郷士と見えたり。その書面2通今に所持す。先祖より屋敷5畝、上畠5畝の除地持ち伝えり。右藏する所の文書、左に載す。
12-246	三山村 [小鹿野町]	旧家者 甚右衛門	斎藤氏なり。先祖は北条氏邦に仕え、天正18年鉢形落城後、民間に下り、当村に蟄居し、数代名主役を勤む。氏邦よりの感状、泰邦よりの書簡を藏す。左に載す。
12-246	三山村 [小鹿野町]	旧家 奥四郎	近藤氏なり。これも数代名主役を勤む。古き年貢の割付、ならびに古き鞍1口を所持す。
12-259	下吉田村 [秩父市(吉田町)]	旧家者	里正・織兵衛、井上氏なり。古文書2通を所持す。左に載す。
12-259	下吉田村 [秩父市(吉田町)]	村民 又兵衛	小櫃氏なり。古文書4通所持す。左のごとし。
12-260	下吉田村 [秩父市(吉田町)]	村民 源八	笠原氏なり。古文書2通所持す。左のごとし。
12-270	薄村 [小鹿野町 (両神村)]	旧家 勘解由	多比良を氏とす。代々里正を勤む。先祖を多比良丹波といふ。鉢形の家臣にして、その頃同郡矢那瀬村の内、虎力岡城に居りしが、没落せし後、采地なればとて、今の地に居を移すといふ。その後、関ヶ原御陣の時、丹波が子2人、与七郎・小七郎兄弟にて、この辺の者をかり集めて供奉せしが、信州に至り真田安房守昌幸と取合して、共に討死すと言ひ傳う。古文書1通を藏す。
12-270	薄村 [小鹿野町 (両神村)]	旧家 藏之助	黒沢を氏とす。先祖を黒沢馬之助といふ。これも鉢形の臣なるべし。古くよりこの村に居るといふ。今、勘解由が屋敷は住居の地なりとぞ。彼が先祖・丹波がために、居を今の所に移すといえり。近き年まで文書などありしといえど、丙丁の災に罹りしといふ。
12-270	薄村 [小鹿野町 (両神村)]	旧家 一郎右衛門	出浦を氏とす。出浦式部が末なりといふ。文書を藏す。
12-273	小森村 [小鹿野町 (両神村)]	旧家者 里正・茂七	加藤を氏とし、累世里正たり家に伝来せし虎爪と銀の香炉とを秘蔵せしが、昔年盜賊のために奪い取られしといふ。今はただ秀頼少年の時の書を藏す。真偽は知らねども、伝えのままを左に写す。

12-288	上田野村 [秩父市(荒川村)]	旧家 亀吉	氏を三上といふ。先祖は三上刑部とて、鉢形家の臣なり。小名飛沼に住せり。この所はそれ以前岩田伊勢なるもの住せしが、故ありて伊勢は久那村に移りしより、亀吉が先祖某、この所に居住せしより今に至るといふ。彼が家に氏政・氏直より氏邦へ贈られし文書10通、ならびに朱印1通を藏す。この由来を詳らかにせず。按するに村内薬師堂の前なる石に、即道自ら刻せし文に、武州秩父郡上田野村薬師堂之住、尾張守町田定照末孫、同名六兵衛定之卅五歳云々の文字あり。定之剃髪して即道といふ。さて亀吉が藏する文書の箱は、いと古色にして、尾張守の文字を置り、左あれば即道が家に伝わりしを、彼が剃髪せし頃、亀吉が家に譲りしものなるべし、古文書11通。
12-313	古大滝村・ 新大滝村 [秩父市(大滝村)]	旧家者 里正・大助	大村を氏とす。累世里務を掌りて、兼役に柄本の口留番所をあずかり、また御林守をも兼帶せり。家系・古文書の写しを藏せり。本書は昔年祝融のために鳥有となるよし。その系譜なるものは大織冠鎌足、および不比等を始祖とし、累世連綿とつらぬること凡そ35世にして、大村加賀亮忠春・同伊賀掾忠行の時にあたり、弘治2年5月7日に、土屋右衛門尉へ書き出せるよし一軸あり。その裏に信玄の書たまいし文あり。すなわち左に記す。系譜はその長きままに略せり。その苗裔と称する大助は、忠行より14世に及ぶといふ。近き年、回禄の災いありて失えりとて、その写しを藏す。外に天文15年の感状1通、永禄10年の文書あれど、同じく写しなれば、この2通は漏せり。
12-320	新大滝村 [秩父市(大滝村)]	旧家者	里老・清右衛門、山本と氏とせり。累世強石組の内・大血川に住せり。はじめ甲州家に仕えしが、後には北条家に仕えしよし。伝来するところの古文書、左のごとし。
12-335	中津川村 [秩父市(大滝村)]	旧家	里老・喜兵衛、幸嶋を氏とせり。覚範入道の後裔なりといふ。左はいえど、右書物なはどは絶えてなし。惜しむべきことにや。